

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者 (申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がるとき)

発行済株式の 総数	新	〇〇〇〇株	出資の額	新	
	旧	〇〇〇〇株		旧	
新*4			旧*4		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日*2	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍*2	保有する株式の数 又は出資の金額
		割合	住	所*2	氏名又は名称
〇〇 たろう 〇〇 太郎		〇〇〇株 25%	}	}	〇〇〇株 〇〇 太郎
〇〇 じろう 〇〇 次郎		〇〇〇株 25%			〇〇〇株 〇〇 次郎
〇〇 はなこ 〇〇 花子		〇〇〇株 10%			〇〇〇株 〇〇 花子
〇〇 たかこ 〇〇 貴子	昭和〇〇年〇 月〇日	〇〇〇株 10%			新潟県〇〇市〇〇町〇-〇〇 新潟県〇〇市〇〇町〇-〇〇
②新規の株主(割合 5%以上) →旧の欄は空欄で、新の欄は全て記載					〇〇〇株 〇〇 三郎
(株)〇〇建設		〇〇〇株 10%			〇〇〇株 (株)〇〇建設

令第 6 条の 10 に規定する使用人 (申請者に当該使用人がある場合)

新*1			
(ふりがな) 氏名	生年月日*2	本	住
	役職名・呼称	籍	
④出資者が法人の場合 →名称や住所に変更がある場合、新の欄に変更後の名称や住所を記載。 →変更が無い場合、生年月日、本籍、住所は空欄			

- * 1 就任等の場合、旧の欄は空欄にすること。辞任等の場合、新の欄は空欄にすること。
- * 2 変更が無かった者は、生年月日、本籍及び住所の記載は不要。
- * 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められるものを含む。
- * 4 発行済株式の総数又は出資の額に対する出資者等の保有する株式の数又は出資の金額の割合 (以下、出資比率という。) の 100 分の 5 以上への変更の場合、旧の欄は空欄にすること。出資比率の 100 分の 5 未満への変更の場合、新の欄は空欄にすること。